



市の計画にあなたの声をお聞かせください パブリックコメント制度

ID 424838253

▽都市計画課 (TEL 23・7640)

次の計画についての意見を募集します。

計画(案)

新城市中心核の

グランドデザイン2040

期間 1月24日(月)～2月22日(火)

対象 市内在住・在勤・在学の方

提出方法

次の①から④のいずれかの方法で担当へ提出してください。

①持参 ②FAX ③メール

④郵送 (〒441・1392 新城市役所 都市計画課あて)

※口頭や電話による意見は受け付けできません。また、お寄せいただいた意見に対する個別の対応は行いません。

計画の閲覧方法と閲覧場所

市ホームページ、担当の窓口、各総合支所

担当

都市計画課

TEL 23・7640

FAX 23・7047

〒441-1392 新城市役所
E-mail: toshi@city.shinshiro.lg.jp

パブリックコメント制度

重要な施策・計画などを策定する中で、その案を公表し、皆さんからの意見を募集します。提出された意見を反映し、意見に対する市の考え方をお知らせします。

制度の流れ

- ①計画などに対し、皆さんから意見・情報を募集
- ②提出された意見・情報を検討し、最終的な意思を決定
- ③提案された意見の概要、市の考え方を公表
- ④最終案を決定
- ⑤政策などとして実施

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

ID 927417970

▽こども未来課 (TEL 23・7622)

18歳以下のお子さんを養育されている子育て世帯の生活を支援するために、一時金を支給します。

支給額 対象児童1人あたり10万円

対象児童

◆令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く) 支給対象となる児童

◆令和3年9月30日時点で、高校生世代(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童

◆令和4年4月1日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)

◆令和3年9月30日時点で、高校生世代(平成15年4月2日から平成18年4月1日生)の児童

◆令和4年4月1日までに生まれた児童手当(特例給付を除く)

の支給対象児童(新生児) 支給対象者

◆対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者

その他

◆市から令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している方には、令和3年12月27日(月)に児童手当の振込指定口座に振り込み済みです。

◆新生児分は、児童手当の新規認定または額改定の請求後、申請不要の方式で随時支給します。

高校生世代のみ養育している方と公務員は申請が必要です

次の方は申請が必要です。対象の方には、12月下旬に申請のためのお知らせを送付しました。

- ①令和3年9月30日時点で、高校生世代の児童のみ養育している方
 - ②所属庁から児童手当(特例給付を除く)を受給している公務員の方
- 申請** 申請書と必要書類を郵送(〒441・1392新城市役所 こども未来課あて)で提出してください。

締切 3月31日(木) (新生児分は4月中旬)

必要書類

- ◆通帳やキャッシュカードの写し
- ◆対象児童分の住民票(対象児童が市外在住の場合)
- ◆所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給していることが分かる書類(公務員の場合)